

小規模多機能型居宅介護事業所

希望のわだち柿田

運営規程

社会福祉法人 聖家族の園

小規模多機能型居宅介護事業所 希望のわだち柿田 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖家族の園が設置経営する小規模多機能型居宅介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限り居宅において、又は、本事業所に通い、家庭的な環境、地域住民との交流の下で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(基本取扱方針)

第3条 本事業所において提供する小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

2. 自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部のものによる評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。

(具体的取扱方針)

第4条 本事業所において提供する小規模多機能型居宅介護は、利用者が住みなれた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行う。

2. 当該介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
3. 介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、サービス提供等について、理解しやすいように説明を行う。
4. 従業者は、介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明する。
5. 当該事業者は、介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

6. 当該事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
7. 当該介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いてはならない。
8. 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

(運営方針)

第5条 本事業所において提供する小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関連する厚生労働省令、公示の趣旨に沿ったものとする。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に居宅介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
4. 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
5. 常に、提供したサービスの質に管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第6条 本事業所の名称は次のとおりとする。

小規模多機能型居宅介護事業所 希望のわだち柿田

(事業所の所在地)

第7条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

静岡県駿東郡清水町柿田184-2

(職員の職種・員数)

第8条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(介護兼務)

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1名(介護兼務)

介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従事者と協議の上、援助の目的、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に複数サービスを組み合わせた介護計画を作成しなければならない。

(3) 看護師

看護師は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(4) 介護職員 12名以上（うち2名兼務）

ア) 通いサービス 6名以上

イ) 訪問サービス 1名以上

介護職員は小規模多機能型居宅介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

(営業日及び営業時間)

第9条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 365日

(2) 営業時間 8時30分から17時30分

(3) サービス提供基本時間

ア) 通いサービス 10時から16時まで

イ) 宿泊サービス 16時から翌10時まで

ウ) 訪問サービス 0時から24時まで

(利用登録定員)

第10条 利用登録定員は29人以下とする。

(小規模多機能居宅介護の内容)

第11条 本事業所の提供するサービスは次の三種とする。

(1) 通いサービス（1日18名以下）

事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

(2) 宿泊サービス（1日9名以下）

事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

(3) 訪問サービス

利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

(利用料等の受領)

第12条 本事業所の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 宿泊に要する費用

(3) 上に掲げるものの他、小規模多機能型居宅介護の提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- (1) サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等中止する可能性があること。
- (2) 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。
- (3) サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

(通常の事業の実施地域)

第14条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

清水町

(秘密保持)

第15条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。このことは、退職者についても同様であるものとする。

(苦情処理)

第16条 提供した小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるように努めるものとする。

(損害賠償)

第18条 利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第19条 小規模多機能型居宅介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第20条 小規模多機能型居宅介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 21 条 小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等の適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2. 防火管理者を1名定める。

3. 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(運営推進会議の設置)

第 22 条 地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、運営推進会議を概ね2ヶ月に一回以上開催する。

(地域生活支援拠点)

第 23 条 本事業所は、清水町地域生活支援拠点の緊急時の受け入れ・体験の機会の機能を担う。

附則

この規程は、平成19年 8月 1日から施行する。

この規程の変更は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程の変更は、平成30年 2月 1日から施行する。

この規程の変更は、令和3年 4月 1日から施行する。

この規程の変更は、令和4年 4月 1日から施行する。